

令和6年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、観光施設等の誘客施設を中心に無料Wi-Fi環境を充実し、主として外国人をはじめとする観光客を本県に呼び込むことをもって、本県の観光、産業等を振興するため、県内において観光関連施設等の設置または管理を行う民間事業者等に対し、無料Wi-Fiアクセスポイント設置にかかる機器整備、機器設定および設置工事費の初期費用等について、予算の範囲内で滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) Wi-Fi

標準規格とされているIEEE802.11シリーズに準拠した無線通信を利用しデータの送受信を行うローカル・エリアネットワーク・システム

(2) 無料Wi-Fi

Wi-Fiを利用して誰もが無料でインターネットに接続できるサービス

(3) びわ湖FreeWi-Fi

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会が滋賀県域の統一ブランドとして整備を促進する無料Wi-Fi

(4) アクセスポイント

Wi-Fi接続機能を備えた端末と直接無線通信を行うことにより、インターネットに接続するための中継機器

(補助対象事業者)

第3条 この要綱における補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 滋賀県内において、自らの費用負担で、びわ湖FreeWi-Fiのアクセスポイントを設置しようとする個人または団体(国および地方公共団体を除く。)

(2) 滋賀県の県税に未納のない者

(3) 個人にあつては本人および営業所等の代表者、団体にあつては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用す

るなどしている者

キ イからカまでに掲げる者がその運営に実質的に関与している者

(4) 別表1の資本金基準または従業員基準のどちらか一方を満たすもの。

(補助対象施設)

第4条 補助金の対象となる施設は、観光施設、宿泊施設、飲食業施設、商業施設、交通施設等の観光客の利用が見込まれる施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う施設および同法同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設は補助の対象としない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象は、びわ湖FreeWi-Fiを利用することができるアクセスポイントを新設または増設しようとする事業であり、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 第7条に定める補助金交付申請書の提出時において、当該事業に着手していないこと
- (2) 重複して他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費および補助金額は、別表2のとおりとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) アクセスポイントの位置を図示した図面
- (3) 補助対象施設の概要が確認できる書類
- (4) 補助対象経費が確認できる書類
- (5) 県税に未納がないことの証明(納税証明書)、または県税に関する誓約書兼調査に関する同意書(様式第3号)
- (6) 誓約書(様式第4号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第9条 補助事業者は、第8条第1項による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始しなければならない。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第10条 補助事業者は、事業計画を変更しようとする場合には、補助金変更交付申請書(様式第6号)に第7条各号に掲げる必要書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更

(2) 設置対象施設の変更

(3) その他の計画内容の大幅な変更

2 知事は、前項の規定による承認を行う場合に、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。

3 知事は、第1項の変更の承認を行ったときは、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

(中止の承認)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したとき(事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。)は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月17日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第9号)

(2) 補助対象経費にかかる支払いの事実が確認できる書類

(3) 補助事業実施の状況がわかる写真

(4) その他知事が必要と認める書類

2 第7条の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、第12条の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

(補助金の交付決定の通知および額の確定の通知)

第14条 第8条の規定による交付決定の通知は第7条の補助金交付申請書の提出があつた日から40日以内に行うものとする。また、第13条の規定による補助金の額の確定の通知は第12条の実績報告書の提出があつた日から30日以内に行うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項による交付決定(第10条第3項による変更の承認および第11条による中止の承認を含む。)の全部または一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、その指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為があつたとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第12号)を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第19条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関する必要な指示をして報告を求め、または検査をすることができる。

2 知事は、補助事業者に対し、補助事業完了後も、事後状況について報告を求めることができる。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助金交付の目的にしたがって、効果的に運用しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等については、設置の日から数えて6年以内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 設置の日から数えて6年以内の処分について、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(補助事業の公表)

第22条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けた事業の内容および進捗状況、効果等について県が公表することに同意するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第23条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく計画変更の申請、第11条の規定に基づく中止(廃止)承認の申請、第12条の規定に基づく実績報告、第17条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に限り適用する。

別表1（第3条関係）

| 業種 | （下記のいずれかを満たすこと） | |
|----------------------------------|------------------|-----------------|
| | 資本金の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
| ① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③ サービス業（下記3業種除く） | 5000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業、 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5000万円以下 | 200人以下 |
| ④ 小売業 | 5000万円以下 | 50人以下 |

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

別表 2 (第6条関係)

| 項 目 | 内 容 |
|--------|---|
| 補助対象経費 | <p>1 補助金の対象となる経費</p> <p>びわ湖FreeWi-Fiのアクセスポイントを新設または増設するにあたり必要となる次の経費のうち県の認めた経費を補助金の対象とする。ただし、令和7年2月28日までに支払いが完了するものに限る。</p> <p>(1) 機器整備費</p> <ul style="list-style-type: none">①アクセスポイントの購入または利用にかかる経費②給電HUB、LANケーブルの購入にかかる経費③その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる機器およびソフトウェアの購入費 <p>(2) 設定費および設置工事費</p> <ul style="list-style-type: none">①アクセスポイント初期設定費②電源設置および電気配線工事費③通信回線工事費④その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる工事費 <p>2 補助金の対象とならない経費</p> <p>次に掲げる経費は補助金の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none">①電波調査費用およびコンサルタント費用②既整備のネットワーク機器等の廃棄費③消費税および地方消費税相当額④電力料金⑤インターネット接続料金 |
| 補助金額 | <p>1 アクセスポイント設置1基あたりの上限額 2万5千円以内</p> <p>2 1補助事業者あたりの補助対象アクセスポイント設置上限数 10基以内</p> <p>3 補助率 補助対象経費の1/2以内 (千円未満切り捨て)</p> |